

## 只木ゼミ前期第1問

平成31年3月9日午前10時頃、普通乗用自動車を運転していたXは、東京都文京区所在のO大学前交差点にて、前方不注意により、登校途中であったA(20歳、女子大学生)と激突した(以下、「本件事故」とする)。

本件事故により、同車の前部右側ライト付近にAの左下腿部が衝突し、同人はボンネットに跳ね上げられた。その後、同車が10メートルほど進んでからAは道路に落下転倒した。その際、Aは後頭部を強く縁石にぶつけ頭蓋骨骨折等の傷害を負った。

降車したXはAの息があることを確認したが、頭部からの出血やAがXの呼びかけに反応しないことから自分の父が経営しているB病院へと連れて行って処置をしようと思い同車に乗せた。

ところが出発から30分後、Aの容体が急変したため、早急に事故現場から近くにある病院で手術を行う必要があるとXは考えた。しかし、自己の父親の経営する病院で処置をしてもらえば、Aとの手術後の交渉によっては治療費の賠償だけで済ませてもらい刑事責任に問われないようしてもらえるかもしれないと思ったため、すぐに病院に連れて行かないと死んでしまうかとも思いつつも、そのままB病院へと向かった。さらに、父親に頼めば手術についての証拠も残さないようにできると思い、本件事故自体をなかったことできると考えていた。

午前11時20分頃、B病院にてAの手術が行われたが、既に容体は悪化しており処置が間に合わない状態であった。そのため、Aは午後0時頃に前記傷害に基づく外傷性ショックのため死亡した。

尚、本件事故現場から最も近い距離にあったO大学病院までは車で15分程度の距離にあり、また、Aの容体が急変した地点から、最も近い距離にあったT大学病院までは、車で20分程度の距離にあった。仮に本件事故から、Aが20分以内に病院に搬送されていた場合、救命可能性は90%程度であり、本件事故から1時間程度で病院に搬送されていた場合は75%程度救命が可能であったという鑑定結果がわかっている。

Xの罪責について検討せよ。

参考裁判例:東京地裁昭和40年9月30日判決